

## あいはぐプロジェクト応援団募集要領

### 1 目的

滋賀県（以下「県」という。）が実施する社会全体で若者の結婚を応援する機運醸成の取組に賛同し、社会全体で結婚を希望する若者を応援してくださる企業・団体等を「あいはぐプロジェクト応援団」（以下「応援団」という。）として募集します。

### 2 応援の内容

#### (1) 独身男女を対象とした出会いの場の提供

婚活パーティー

文化、スポーツ、ボランティア活動などの体験活動を兼ねたイベント 等

#### (2) サービス提供

県やあいはぐプロジェクト応援団が開催するイベント等に対するサービス提供（会場提供、飲食代の割引、カップルや成婚者に食事割引券や自社製品のプレゼント 等）

#### (3) 広報・PR

自社媒体で紹介、店舗等でチラシを配架・掲示、社員にPR 等

#### (4) その他

県が実施する全県的な結婚サポート体制の推進に賛同した活動

### 3 応募資格

(1) 2 (1)～(4)のいずれかを提供することができる県内に店舗・事務所等を有する事業者・施設・NPO・各種団体等であること。

(2) 2 (1)～(4)の取組をする際に、次のことに配慮すること。

- ・ 多様な生き方があることを前提とし、特定の価値観の押し付けやプレッシャーを与えるようなものにならないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

- ・ 営利目的で婚活パーティー等を運営する団体等
- ・ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等
- ・ 応援団の目的に反する団体等

### 4 応募方法

「あいはぐプロジェクト応援団」（以下「ホームページ」という。）の専用フォームから申請してください。

### 5 応援団の審査・登録、及びホームページへの掲載

応援団登録申込みの団体等について、県が下記登録基準により審査を行い、適正と確認した場合は、その旨通知するとともに、ホームページに応援団に関する情報を掲載します。

審査は、書類によって行うこととし、必要に応じ聞き取り調査を行う場合もあります。  
登録に際して、県への登録料や手数料などは必要ありません。

#### ◆登録基準

あいはぐプロジェクト応援団として登録する企業・団体等は、県が実施する社会全体で若者の結婚を応援する機運醸成の取組に賛同し、出会いを希望する独身男女に様々なサービスを提供することにより婚活を支援する団体等であり、提供するサービスは次の各号を満たすものとする。

- (1) 主として県内の独身者を対象とするもの
- (2) 原則として、県内で提供されるもの
- (3) 金品の寄附、援助、事業参加等の強要のおそれがない内容であるもの

#### 6 応援団登録の変更及び抹消

- (1) 応援団登録内容に変更や登録の削除を希望される場合は、県あてに報告してください。ホームページに掲載されている応援団情報を変更または削除するとともに、その旨をメールにて通知します。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、応援団登録を削除することとします。削除に当たっては、登録削除通知をメールにて行うとともに、ホームページに掲載されている応援団情報を削除します。
  - ・本要領の規定に反する行為があったと認められる場合
  - ・社会的信用を損なう恐れがあるなど、応援隊として不適切な行為があったと認められる場合
  - ・県からの郵送物が届かない・電話連絡がつかない等、運営実態を確認することが困難な場合

#### 7 その他

県には、新婚世帯やこれから結婚を予定しているカップルを応援する「あいはぐパスポート」事業も展開しています。こちらの事業についても、応援をいただきますようよろしくお願いいたします。